

回覧

乳幼児のインフルエンザ



予防接種費用の一部を助成します！

乳幼児期は病原体に対する抵抗力が弱く、インフルエンザの罹患率が高いため、処置が遅れるとさまざまな合併症や重症化を招く恐れがあり、特に注意が必要です。

留寿都村では、乳幼児をインフルエンザのまん延や重症化から守り、保護者の方々の負担軽減を図るため、インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成します。

接種対象者	村内在住の小学校就学前の乳幼児
接種医療機関	留寿都診療所
接種期間	1回目：令和元年11月1日(金)から令和元年12月6日(金)まで 2回目：令和元年12月27日(金)まで (※流行の状況によっては、ワクチンの入手が困難になる場合がありますので、 12月6日(金)まで に1回目の接種を完了させるようにしましょう。)
助成の対象となる接種	留寿都診療所で接種した2回のインフルエンザ予防接種のうち2回目の接種が対象です。 (通常、乳幼児は2回の接種で効果があるとされています。) やむを得ない理由(※)により、他の医療機関で予防接種を受けられる場合は、事前に役場保健医療課(46-3131)へご相談ください。 ※やむを得ない理由とは・・・ ① 母親の里帰り出産等により、村外へ一時的に滞在し、留寿都診療所において予防接種を受けることができない場合 ② 対象のお子様が医療機関等に入院中である場合、又は疾病等により、主治医のいる医療機関で予防接種を受けなければならない場合
助成の金額	3歳未満(2回目) 1,390円 3歳～小学校就学前(2回目) 2,140円
申請の方法	2回目の接種時に留寿都診療所の窓口にて「インフルエンザ予防接種費用助成申請書」に必要事項を記入し、押印のうえ申請をしていただきます。 印鑑を忘れずに持参してください。

【お問合せ先】 留寿都村役場 保健医療課 保健医療係 電話 46-3131
(令和元年10月5日発出)